

社会福祉法人 京福会 役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京福会（以下「当法人」という。）の定款第21条（役員の報酬等）の規定に基づき、本法人の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関する事項について定める。

(役員報酬の意義)

第2条 この規定における役員報酬とは、本法人が役員に対し、勤務実態の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 理事長は、理事会で議決され、評議員会の承認を経て、役員に報酬を支給する。

(適用の範囲)

第4条 役員とは、評議員会で承認を得て、理事長が委嘱した当法人の理事及び監事をいう。

第2章 報酬

(報酬支給の対象者)

第5条 支給対象は、本法人の役員のうち評議員会において議決された役員とする。
2 前項に規定する役員のうち、本法人の職員及びこれらに類する他の職務を兼務する理事については、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与等に区分して支給することができる。

(支給対象役員の責務)

第6条 支給対象役員とは、日常的に経理及び任免関係他、諸決裁に携わるものとする。

(報酬の表示方法)

第7条 役員の報酬は、原則として「役員報酬」の名称を用いて一括で表示する。
2 本法人の職員及びこれらに類する他の職務を兼務する理事については、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与等に区分して表示することができる。

(拠点区分)

第8条 役員報酬を処理する拠点区分は「法人本部拠点区分」とする。
2 第7条2項の規定により、役員報酬と職員給与等として区分支給するものがある場合、「役員報酬」を処理する拠点区分は「法人本部拠点区分」、「職員給与等」を処理する場合はその内容に応じた勘定科目及び拠点区分において処理する。

(報 酬)

第9条 役員報酬は、別表 1 により支給する。

(報酬金額の決定方法)

第10条 役員報酬額の決定については、実態及び従事内容により、理事会がその額を決定し、評議員会がこれを承認しなければならない。

2 当法人の役員報酬の総額は、年間 2,500 万円以内とする。

(支払と控除)

第11条 役員報酬は、年額報酬を暦月計算とし、非常勤職員の支給日に支給する。

2 所得税、住民税、社会保険料及び本人から申し出のあったものについて毎月の報酬から控除する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行うものとする。

第3章 その他

(規程変更の手続き)

第12条 この規程を変更又は廃止するには、理事会において決議され、評議員会にて承認を必要とする。

(附則)

本規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。